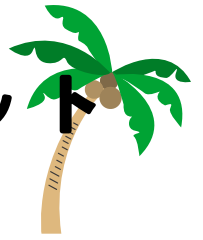


観光施設の暑さ対策を支援します！



大分県観光関連施設クールスポット



創出支援事業費補助金

酷暑対策として観光事業者等が実施し、観光客の安全性・快適性を高めるとともに、観光客の誘客を図る事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

1. 通常枠

【補助率】 1 / 2 (2 / 3)

【補助上限額】 4 5 0 万円 (6 0 0 万円)

※ () 内は観光協会等が申請主体の場合

2. 賃上げ枠

【補助率】 2 / 3

【補助上限額】 6 0 0 万円

※令和8年4月1日から令和8年11月30日の間で、給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、国への交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。

補助率・
上限額

- ① 県内に立地する観光関連施設を運営する民間事業者
- ② 県内の市町村、観光協会、DMO、旅館組合 等
- ③ その他、本事業の目的の達成に寄与すると知事が認める団体

※単体の飲食店や宿泊施設等は対象外。

事業実施
主体

補助対象
事業

観光関連施設における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費

※レンタル、設備の更新等は対象外。

応募

【応募期限】 令和8年3月18日（水）17時必着

【応募方法】 「令和7年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実施計画認定申請書等」をE-mailで、大分県商工観光労働部観光局観光政策課あてに提出



様式はこちら
(県HP)